

(仮称) あわら風力発電事業 環境影響評価方法書に対する福井県知事意見

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりです。

(仮称) あわら風力発電事業に係る事業実施区域は、あわら市市街地に近接し、周囲には多数の住居が存在する。

また、同区域およびその周辺は、希少種をはじめ多様な生物の生息・生育が確認される福井県重要里地里山選定地が存在する自然環境が豊かな地域であるとともに、国内希少野生動物種のアベサンショウウオが生息している重要な地域でもある。

さらに、事業実施区域には堆積性軟岩が分布し、土砂流出に対し弱いと推定されること、近年、気候変動によるゲリラ豪雨や集中豪雨が全国的に発生していることから、森林の伐採や地形改変による濁水の発生や土砂流出が懸念される。

一方、風力発電事業の実施に伴う、騒音、バードストライクおよび景観への影響については、全国的に課題として報告されているところである。特に、本事業においては、風車の影、圧迫感による景観影響が懸念される。

このような地域特性および事業特性を踏まえ、騒音、風車の影、水の濁り、動植物および景観への影響について、十分考慮する必要がある。

このため、方法書に記載されている事項に加え、以下の事項に十分配慮し、環境影響評価を適切に行うことが重要であり、その評価結果から重大な環境影響が回避または十分に低減できないと考えられる場合には、風力発電設備配置等の再検討、事業実施区域の見直しおよび風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しが必要である。

1. 環境影響評価の項目について

工事の実施による影響要因として、切土工事により発生した残土を対象事業実施区域内に埋め立てや撒きだしを行う場合には、その影響について検討し、必要に応じて埋立地や撒きだし地の存在を影響要因として抽出し、環境影響評価を実施すること。

2. 環境影響評価の調査、予測および評価の手法について

(1) 施設の稼動による騒音の調査、予測および評価に当たっては、住居等における残留騒音等の現況を的確に把握できる調査地点・時期等を選定するとともに、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を収集し、複雑な地形や気象等を考慮した適切な予測および評価の手法の選定を行うこと。

また、予測結果については、予測地点以外の住居等における影響についても、住民等が十分に理解できるよう、準備書の記載に配慮すること。

(2) 水の濁りについては、土砂流出に係るぜい弱性を踏まえた取付道路等を含む施設の配置や構造および土砂流出防止措置などの事業計画を考慮し、必要に応じ地形改変および施設の存在を影響要因に加えること。

また、事業実施区域周辺の河川水等は、漁業利用や農業用水等として利用が行われていることから、水の濁りに係る調査、予測の実施に当たっては、地形地質・利水等の地域特性および具体的な事業計画を踏まえて調査等の地点や予測条件を選定するとともに、降雨時の水質を適切に把握するため、調査頻度や測定回数を増やすこと。

(3) 動物、植物および生態系に係る調査の詳細については、現地の状況に精通した専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の意見を聴取し、その意見を反映するとともに、準備書に調査の実施日時、調査方法、確認された全種のリストを記載し、環境省および福井県のレッドリストに記載された種および自然植生について影響評価を行い、回避または低減の方法を具体的に示すこと。

さらに、次の事項に留意すること。

①哺乳類

小型哺乳類のニホンヤマネについては、巣箱を設置し、その利用状況から生息状況を把握すること。

②鳥類およびコウモリ

鳥類およびコウモリに係る調査方法の詳細、調査の途中経過および結果ならびに影響の評価に当たっては、専門家等の意見を聴取し、その意見を反映するとともに、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を収集、活用すること。

また、希少猛禽類に係る予測および評価に当たっては、行動圏および生活史を含む生態を把握した上で、行うこと。

③水生生物

源流域の沢や止水域を主要な生息環境とする希少な水生生物について、最新の知見を踏まえ、調査を行い、土砂の流出等による影響を、予測および評価すること。

特に、アベサンショウウオについては、冬季の調査を事前に実施し、産卵する可能性がある場所を把握すること。また、生息が確認された場合には、その生息範囲を把握すること。

④植物

植物の調査に当たっては、早春に開花する種に配慮し、調査の時期を設定すること。

また、自然環境を改変する場所については、外来植物の侵入状況の把握およびその対策の方法について、準備書に記載すること。

(4) 景観について、眺望の確認を行う際は、季節、時間を変えたフォトモンタージュを行うこと。その際、風力発電機に加え、施工による森林伐採や取付道路の設置についても考慮するとともに、撮影ポイントを広角的にとらえた写真による評価を行うこと。

また、次の事項に留意すること。

①主要な眺望点

眺望点として、越前加賀海岸国定公園の公園計画に位置付けられた北潟湖畔園地、福良池園地および吉崎園地を追加すること。

その評価に当たっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省・平成25年）を参照すること。

② 周囲景観

事業実施区域の近傍に多数の住居が存在するとともに、あわら市全域が視野角1度以上の視認範囲に包含されることから、住居地や主要な道路などからの住民等が日常的に眺める景観に係る眺望点については、関係自治体や地域住民から情報を収集した上で、調査地点を追加すること。

3. 環境影響評価準備書の作成について

(1) 本事業における風力発電機の位置、出力、基数等および工事内容等の事業計画を明らかにした上で、調査、予測、評価結果を記載すること。

なお、対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造など事業計画の検討経緯についても、具体的に記載すること。

(2) 調査および予測の地点、時期等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。

(3) 現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理すること。

なお、希少野生動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、営巣地を明らかにしないなど、保護の観点に十分配慮すること。

(4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。

- (5) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。

- (6) 住民等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、その周知等に努めること。

- (7) 環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後においても、図書の公開に努めること。